

# 住家被害認定調査業務を対象とした 災害対応実行計画策定支援ツールの開発

浦川 豪<sup>1)</sup>・鈴木 進吾<sup>2)</sup>・折橋 祐希<sup>3)</sup>

- 1) 兵庫県立大学 大学院減災復興政策研究科 e-mail: g\_urakawa@drg.u-hyogo.ac.jp  
 2) 国立研究開発法人防災科学技術研究所 e-mail: shingosuz@bosai.go.jp  
 3) 兵庫県立大学 大学院減災復興政策研究科 e-mail: hb20z001@stdrg.u-hyogo.ac.jp

被災者の早期復興を支援するための生活再建支援業務は、住家被害認定調査結果に基づき罹災証明書が発行され、被災者の被災レベルに応じた支援を実施する。ハザードや被災規模により住家被害認定調査の業務ボリュームは異なり、災害発生後に調査計画を立て、調査を実施しなければならない。本研究では、本調査業務の効率的実施を支援する災害対応実行計画策定支援ツールを開発した。

**Key words :**生活再建支援、住家被害認定調査、罹災証明書、災害対応実行計画

## 1. 研究の背景・目的

我が国では、地震灾害、風水害等頻繁に自然災害が発生している。災害が発生すると、人的被害、物的被害が発生する。被災後の住民の早期復興に向けた公的支援策適用の判断基準となるのが罹災証明書である。災害対策基本法第九十条の二において、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。」とされている。また、罹災証明の結果に基づき、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成しなければならない。被災者台帳は、被災者の生活再建支援の礎であり、住家被害認定調査及び罹災証明書交付結果に基づき構築されることになる。罹災証明書交付及び被災者台帳構築を効率的に実施するための情報システム開発等、被災現場での実践的な研究活動<sup>1),2)</sup>が報告されている。これらの被災現場での研究開発成果は、その後「被災者生活再建支援システム」として商用化され多くの自治体で導入、運用されている。住家被害認定調査では、調査の具体的なやり方を学習するための研修<sup>3)</sup>や遠隔建物被害認定システムの開発<sup>4)</sup>が報告されている。住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者生活再建支援業務を効率的に実施するための情報システムや住家被害認定調査の調査そのものに関する研修等の取り組みは実施されているが、調査方法を計画、決定、運用する手法は未だ確立していないのが現状である。

また、近年の風水害の頻発にともない、住家に係わる被災者支援の法制度も改定されている。災害救助法における住宅の応急修理では、令和元年房総半島台風を契機として準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）世帯が対象となり、被災者生活再建支援法では令和2年7月豪雨を契機として半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが、相当規模の補修を要する世帯に対して住宅の損害割合 30%以上 40%未満を中規模半壊とし、基礎支援金の支給はないものの、住宅の再建手段に応じて最大 100 万円を加算支援金として支給されるようになった。

その一方で、被災者の早期復興のために住家被害認定調査の効率化・迅速化、罹災証明書交付の迅速化のために「住家被害認定基準運用指針・実施体制の手引き」が改訂され<sup>5)</sup>、航空写真を用いた一括認定や申請者が撮影した写真を用いた判定等調査の簡易化が推奨され、平成 30 年 7 月豪雨において床上 1.8m 以上が浸水したことが一見して明らかな区域に対して区域端部の住宅のサンプル調査を行い、対象区域の住家全てを「全壊」判定した事例等









